

## 都市農業の振興のための国家戦略特区提案（改訂版）

### 【提案① 農地への全面コンクリート打設の解禁】

- ・水耕栽培や植物工場棟に必要な条件整備として、農地に全面コンクリート打設した農産物の生産施設設置後も農地として扱う。

#### ○農水省回答

- ・農産物生産施設（植物工場等）の建設により農地を全面コンクリートで地固めした場合には、その土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することができなくなるため、農地法上の農地として取り扱うことは困難である。なお、税制上の地目は、課税の客体となる資産の評価を行う観点から分類されるものであり、農地法上の取扱いが自動的に課税上の地目に反映されるものではない。

#### ○論点

##### ◆農業用施設扱いの課題

- ・農用地利用計画の用途変更、農地法の転用許可等の手続きが必要
- ・多様な担い手の農業参入により経営・栽培形態は多様化しており、ICT 農業の展開等に伴って、今後もさらにこの傾向が進むと予想。

↓

- ・実態として農業を営んでいるものを農地として取り扱うべき。

### 【提案② 農地転用規制の緩和】

- ・障がい者や女性など多様な農業の担い手づくりの条件整備として、従業員用更衣室、トイレ、事務室等の農業用施設の農振法に基づく開発許可を 200 m<sup>2</sup>（農地法第 4 条に基づく転用許可の不要面積）まで不要とする。

#### ○論点

##### ◆緩和の必要性

- ・農振法に基づく開発許可不要の面積要件は 90 m<sup>2</sup>以下とされているが、企業や法人化した農家にとって手狭。

例) 0.3ha (3,000 m<sup>2</sup>) 程度のビニールハウスで水耕栽培を行った場合、従業員数約 20 名で、事務所敷地面積は 80 m<sup>2</sup>程度。今回の企業参入の想定エリアは約 3.0ha (30,000 m<sup>2</sup>) であり、更に大きな事務所敷地面積が必要。

- ・農用区域内で参入企業が従業員用更衣室、トイレ、事務室等の施設を設置する場合、市町村の農用地利用計画を変更する必要があるが、施設が 90 m<sup>2</sup>を超えれば、都市計画法による開発許可に加え、農振法の開発許可も必要になる。



- ・農用地利用計画の変更の際に立地の判断などの審査が行われることを踏まえ、農振法の開発許可を不要とし、参入企業の負担軽減を図るべき。

#### ☆特区を導入する地区【岸和田丘陵地区】について

大阪府南部、岸和田市東南部に位置する地域で約 21 ヘクタールの農地でほ場整備を実施しており、法人等による大規模農業を展開する未来型農業ゾーンや地域ブランド農業の生産拡大・強化を図る生産拡大ゾーン等を配置。